

令和元年6月27日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K02296

研究課題名（和文）韓国の政治による文化政策の変容

研究課題名（英文）A Study on the change of Government-led cultural policies in South Korea

研究代表者

関 鎮京（MIN, JINKYUNG）

北海道教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：80431386

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：韓国は国内の地域文化の在り方や発展に対して国主導の政策が極めて大きく関与している。本論文ではその「主導性」について、「文化中心都市」という新しい概念の政策を打ち出した盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権までの歴史の変遷を追う。特に、大統領選挙の盧武鉉マニフェストから始まった「アジア文化中心都市造成事業」を国主導による文化政策の象徴的事例として取り上げ、その現状を把握し、国主導による地域文化政策の変容を考察し、政策姿勢を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今まで日本において韓国の文化政策研究は事例に着目されたことが多く行われており、政策に関しては「文化芸術」よりは「文化産業」に関する政策研究が注目されていた。本研究は政権ごとに変化する政策の考え方や内容を述べたことにより、韓国の文化政策の全体を把握することができたのが成果である。さらに、文化政策と政治との関与度合の歴史を明らかにし、その関係性に示唆したのは学術的意義が非常に高いといえる。「光州アジア文化中心都市造成事業」の論文では、「地域分権」と「国主導の地域づくり」の矛盾点を指摘し、お互いの役割を新たに考えるきっかけをつくった社会的意義は大きいと考えている。

研究成果の概要（英文）：South Korea's cultural policy has a government-led characteristic that is extremely remarkable, and the relevance of each president, the characteristics of the administration, and the national policy is outstanding. In this research, focusing on its transition according to the administration, it leads the relationship with national policy while quoting the cultural policy touched by the presidential inauguration speech / statement. I defined how the involvement patterns changed whenever the government changed historically, starting from the time and method when the government-led cultural policy began in the postwar period. I try to schematize the involvement patterns and derive the characteristics of the government-led cultural policy seen in each government.

研究分野：文化政策

キーワード：韓国の文化政策 国主導の文化政策 政治の文化政策への関与 アジア文化中心都市

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

韓国の文化政策は国主導の性格が極めて著しく、しかもそれぞれの大統領政権の特徴・国策と密接な関連性を有している。

1948年に大韓民国の政府が樹立されて以降、初めて国主導の文化政策が始まった時期を朴正熙政権(軍事クーデターで国家再建最高会議議長に着任した1961年)では、公報部の中に設けられた「文化宣伝局」という組織名が意図を代弁しているように、当時は国の宣伝のための政治的目的で文化が使われていた。それ以来、政権ごとに文化政策の位置づけは変遷するが、国主導の文化政策という体制を一貫して持続している。

2002年ノ・ムヒョン大統領は選挙公約に「光州広域市文化首都育成」を掲げ、大統領になった2003年においては「光州をアジア文化芸術中心都市」として発表し国策として推進しはじめた。光州広域市は民主化運動による大きな傷も抱えている都市であり、長く文化的にも産業的にも疎外されてきた全羅南道の中心の都市でもあった。この地域をアジア文化の中心都市に指定したのは政治的な配慮もあったのと、政策的に現在ソウルへの一極集中から地方都市への国家機能の分散化を図るためであった。2006年に「アジア文化中心都市造成に関する特別法」が制定され、2015年9月に国立機関である「芸術の殿堂」が開館した。「アジア文化中心都市事業」の政策方針を示し、推進する内容が発表され、光州広域市の地域を7つに分けて地域ごとに特色が付けられている等、国主導による地域文化政策の在り方に着目し、研究を進めた。

2. 研究の目的

韓国の統治構造は大統領制を基本とし行政府の構造が大統領を頂点に一元的に構成されているため、大統領政権が変わる度に文化政策は大きく変化しその政権ごとに特徴が表れている。その中には大統領の直接的指示が契機となり、政策が取り組まれる場合も多くある。一方、実質的な地方自治制度は1995年から始まりまだ歴史が浅いため、依然国家主導の政策が展開される例が大いにあり、時折、国家発展戦略のために地域が使われる場合もある。

本研究は以下の2点を明らかにする。一つ目は、大統領就任演説などで代表的に表明された文化政策の内容を抽出しつつ、政権が変わる度に变化する文化政策への関与形態の造である。二つ目は、韓国の政策的特長を踏まえて地域文化政策に対しても国主導の政策が関係・関与している点に着目しつつ、光州アジア文化中心都市の政策を打ち出した盧武鉉政権までの歴史的変遷を追い、導き出される国と地域の関係性や権力構造である。

3. 研究の方法

研究方法は、主に文献研究とインタビュー調査である。

文献研究は、韓国で出版されている書籍(本・雑誌)論文を主に扱っており、「韓国の文化政策」、「韓国の政治学」、「韓国の行政学」、「韓国の地方自治団体」等を対象とした。なお、論文で使用した韓国語の用語等は、全て執筆者の通訳によるものである。

インタビュー調査は、韓国文化体育観光部、光州市「アジア文化中心都市」担当部、アジア文化殿堂、光州市内の民間市民団体、韓国文化観光研究院等の担当者を対象におこなった。

4. 研究成果

研究成果は、論文2本を執筆し、その内容は以下の通りである。

(1) 韓国における国主導の文化政策の変遷に関する一考察(アートマネジメント学会、企画論文)

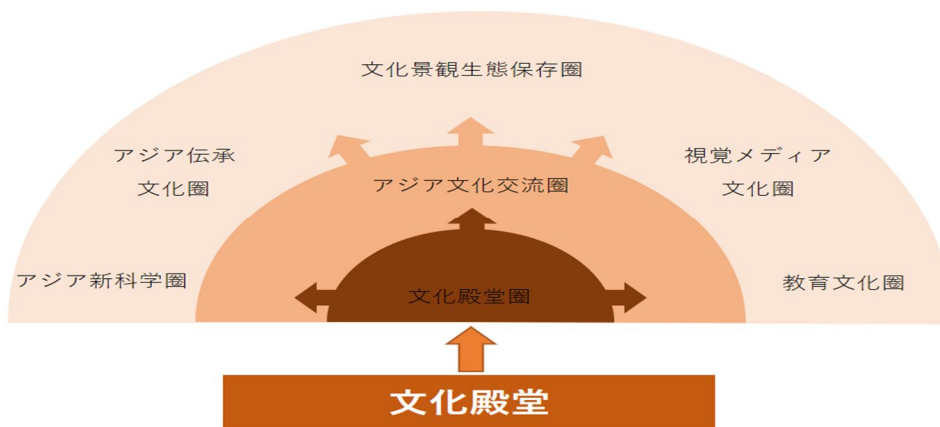
本研究では、最初に政権別の国主導による文化政策を述べた上、文化芸術に関する大統領の就任演説の内容を糸口にし、それにつながる行政組織の改編、政策を整理した。次いでそれを踏まえて各政権に見る国主導の文化政策の特徴を導き出すため、文化政策における国の関与パターン、文化政策に関与する本旨と関心事を分析した。

1997年秋から深刻な経済危機を経験した韓国は、成長戦略として文化産業の育成を選び、大々的に支援を行い、飛躍的に成長へ導いた。これにより、“国主導の文化政策”は時代の進展と、政権が変わる度に関与パターンが益々多様化し、その度合いは深まるばかりであるという結果が得られた。また、地域分権を掲げながら、地域の在り方を国が決める政策上の矛盾点や、国というトップダウンで決まった文化イベント(例:文化のある日など)が全国の自治体に強要される等の歪みが出てきていることは解決すべき課題である。これは、「国の発展」のために文化政策が使われる傾向が濃厚のままであることが原因であり、さらに、国が作った計画を自治体と一緒に実施するやり方が続くのでは、自治体の政策は独立性が弱くなるばかりで、国にぶら下がることになると予想される。

(2)「韓国における盧武鉉政権までの地域文化政策～光州アジア文化中心都市に見る政策姿勢～」(北海道教育大学紀要)

本研究では、大統領選挙の盧武鉉マニフェストから始まった「アジア文化中心都市造成事業」を国主導による文化政策の象徴的事例として取り上げ、その現状を把握し、国主導による地域文化政策の変容を考察し、政策姿勢を分析した。

推進計画では、下記の図のとおり、最初に文化殿堂を建設し、文化殿堂が拠点となって文化殿堂圏を形成する。



出典:文化体育観光部アジア文化中心都市推進団『アジア文化中心都市造成総合計画修正計画 2013~2023』, 2013年, P.99

しかしながら、上記の図を別な観点から見れば、国・地域の権力構造を表すものでもあると考える。国が設置者となっている国立機関の文化殿堂が本事業の中核の拠点施設である点、また、アジア文化交流を中心にする文化殿堂を各文化圏の起点にする点は、国を中心とする構造を作っており、果たして地域の自律的な発展構造だと言えるだろうか。

なおかつ、アジア文化交流の活性化は国と光州が共同で行うことと特別法に定められており、「アジアとの交流」が義務付けされている。従って、上記の図からすれば、全3層のうち、2層を占める「文化殿堂圏」、「アジア文化交流圏」まで国の強い影響が及ぶ可能性が

極めて高い。アジア文化中心都市事業を通じて国の競争力を高めようとする意図に鑑みれば、国際的な視点に立ち展開する国の価値観を地域に普及させる図とも読み取れる。

歴代政権の曲折と発展の流れが行きつく象徴としての盧武鉉政権は「参与政府」と称し、自律、参与、分権という3つの政策理念に基づいて、アジア文化中心都市を文化政策として取り組んだ。しかし、「アジア文化中心都市造成事業」は国家競争力の考え方を地域の文化政策に浸透させる様相であり、およそ地域の政策とは言い難い。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

関 鎮京「韓国における盧武鉉政権までの地域文化政策 光州アジア文化中心都市にみる政策姿勢」『北海道教育大学紀要. 人文科学・社会科学編』69(2)、2019年2月、pp. 101-115

関 鎮京「韓国における国主導の文化政策の変遷に関する一考察」『アートマネジメント研究(17・18号)併合』、2018年3月、pp. 7-20

〔学会発表〕(計4件)

関 鎮京「韓国の新しい文化福祉政策～図書・公演チケット購入費の所得控除を事例に～」(アートマネジメント学会、2018年12月)

関 鎮京「韓国の文化影響評価制度の意義と課題 「光州広域市東区都市再生事業」を事例に」(日本音楽芸術マネジメント学会、2017年12月)

関 鎮京「韓国の国主導による地域文化政策 光州広域市アジア文化中心都市を事例に」(日本音楽芸術マネジメント学会、2017年12月)

関 鎮京・金 永柱「韓国の『文化影響評価制度』に関する現状及び今後の展望」(日本文化政策学会、2017年9月)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。